

遠軽町長及び遠軽町議会議員選挙

公費負担（選挙公営）の手引き

令和7年9月版

遠軽町選挙管理委員会

は じ め に

この手引きは、遠軽町長選挙及び遠軽町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

目 次

第 1 章 公費負担制度の概要

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	諸手続	3

第 2 章 公費負担の手続

	公費負担手続きのイメージ	6
1	選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）	8
2-1	選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）	10
2-2	選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）	12
2-3	選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）	14
3	選挙運動用ビラの作成	16
4	選挙運動用ポスターの作成	18

第 3 章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

1	共通事項	20
2	自動車の借入れ	21
3	燃料の供給	24
4	運転手の雇用	25
5	選挙運動用ビラの作成	26
6	選挙運動用ポスターの作成	27

第 4 章 契約書及び各種様式の記載例

1	契約書【見本】	28
2	契約届出書	35
3	確認申請書	39
4	確認書	43
5	証明書	47
6	請求書	53

第 1 章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、遠軽町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

・町長選挙の場合

供託物没収点＝有効投票総数×1／10

・町議会議員選挙の場合

供託物没収点＝有効投票総数÷議員定数×1／10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		内容等	限度額
1 一般運送契約（ハイヤー等契約）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	各日について 64,500円
2 その他の契約（一般運送契約以外）	① 自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	各日について 16,100円
	② 燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円× 選挙運動日数
	③ 運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額（同一の日において1人に限る）	各日について 12,500円

※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

※選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）1日のみが対象になります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額（単価）
町長選挙	5,000枚	8円38銭 （1枚あたり）
町議会議員選挙	1,600枚	

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※町選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

※規格等：長さ29.7センチメートル、幅21.0センチメートル（A4版）以内

※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

【例】町長選挙運動用ビラ4,000枚の作成を36,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、36,000円÷4,000枚＝9円になります。

この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、

8円38銭×4,000枚＝**33,520円**が公費負担の対象となります。

この額を超える分2,480円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額（単価）
選挙運動用ポスターの作成 （長さ42センチメートル、幅 30センチメートル以内）	ポスター掲示場数×1.2 ※1未満の端数がある場合には、これを1に切り上げます。	（586円88銭×ポスター掲示場数+107,000円）÷ポスター掲示場数 ※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

【参考】

令和7年9月現在の ポスター掲示場数 71か所	71か所×1.2 = 86枚	（586円88銭×71か所+107,000円）÷71か所 = 2,094円（1枚あたり）
-----------------------------------	----------------	--

※作成限度枚数とポスター1枚あたりの単価限度額により算出されるポスター作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

【例1】選挙運動用ポスター100枚の作成を120,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、120,000円÷100枚=1,200円になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
1,200円×86枚=103,200円が公費負担の対象となります。
この額を超える分16,800円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター100枚の作成を210,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、210,000円÷100枚=2,100円になります。
この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
2,094円×86枚=180,084円が公費負担の対象となります。
この額を超える分29,916円は候補者の負担になります。

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、**各業者等と有償契約を締結**し、その旨を届出しなければなりません。

- ア 届出先 遠軽町選挙管理委員会
- イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

留意事項

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りします。

（２）確認申請

下記アについては、（１）の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写しまたは控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 遠軽町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（３）使用（作成）証明書の交付

上記（１）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（４）費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、**町が業者等に直接支払います。**

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【様式第 1 3 号】 ②請求内訳書【様式第 1 3 号 (別紙) その 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 1 0 号その 1】
	上記以外の契約による場合 自動車借入れ	①請求書【様式第 1 3 号】 ②請求内訳書【様式第 1 3 号 (別紙) その 2 (自動車の借入れ)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 1 0 号その 1】
	燃料代	①請求書【様式第 1 3 号】 給油伝票添付 (給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ②請求内訳書【様式第 1 3 号 (別紙) その 2 (燃料代)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 1 0 号その 2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】
	運転手の報酬	①請求書【様式第 1 3 号】 ②請求内訳書【様式第 1 3 号 (別紙) その 2 (運転手)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 1 0 号その 3】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第 1 4 号】 ②請求内訳書【様式第 1 4 号 (別紙)】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 1 1 号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第 1 5 号】 ②請求内訳書【様式第 1 5 号 (別紙)】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 1 2 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】

イ 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先

〒099-0492

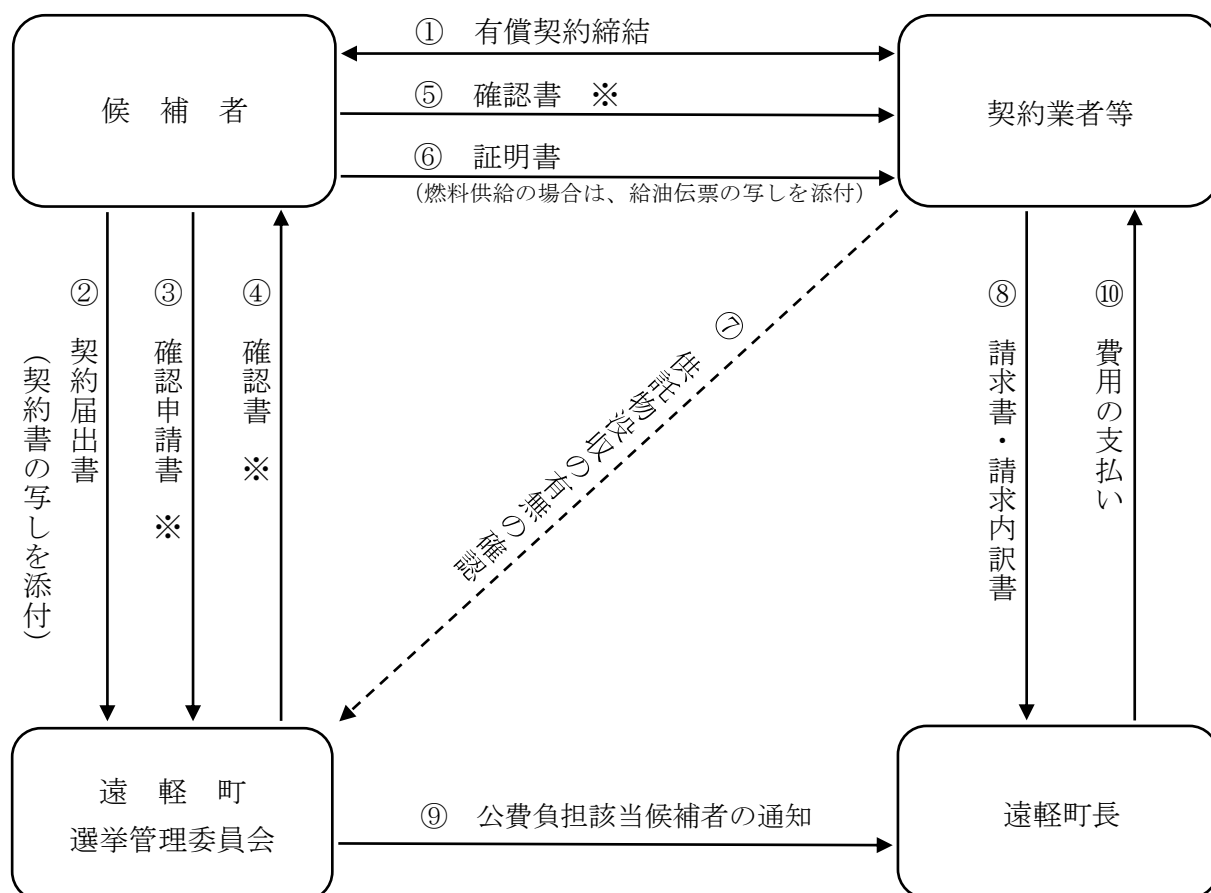
遠軽町1条通北3丁目

遠軽町選挙管理委員会事務局

電話：0158-42-4811

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続きのイメージ



注 ※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

- ①有償契約の締結（契約書）

立候補届出時に

【候補者から町選管へ】

- ②契約締結の届出 様式第 1 号（自動車）
 様式第 2 号（ビラ）
 様式第 3 号（ポスター）
- ※添付書類 ①契約書の写し
- ③確認申請 様式第 4 号（燃料）
 様式第 5 号（ビラ）
 様式第 6 号（ポスター）

【確認後、町選管から候補者へ】

- ④確認書の交付 様式第 7 号（燃料）
 様式第 8 号（ビラ）
 様式第 9 号（ポスター）

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出 様式第 7 号（燃料）
 様式第 8 号（ビラ）
 様式第 9 号（ポスター）

選挙終了後

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出 様式第 10 号その 1（自動車）
 様式第 10 号その 2（燃料）
 様式第 10 号その 3（運転手）
 様式第 11 号（ビラ）
 様式第 12 号（ポスター）

【契約業者等から町へ】

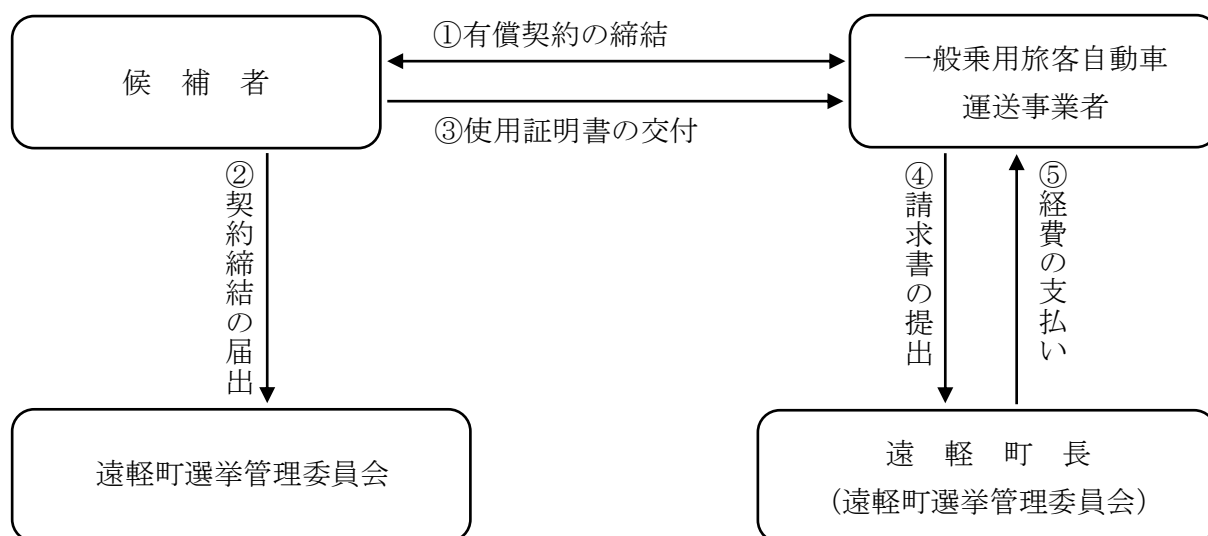
- ⑧費用の請求 様式第 13 号（自動車）
 請求内訳書別紙その 1、その 2
 様式第 14 号（ビラ）
 請求内訳書別紙
 様式第 15 号（ポスター）
 請求内訳書別紙
- ※添付書類 ⑤確認書（燃料、ビラ及びポスターのみ）、⑥証明書、振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）、給油伝票の写し（燃料代の場合）

1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 1 0 号その 1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 1 3 号】	
	請求内訳書 【様式第 1 3 号（別紙）その 1】	

選挙運動用自動車の使用
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、遠軽町選挙管理委員会で受け付けます。

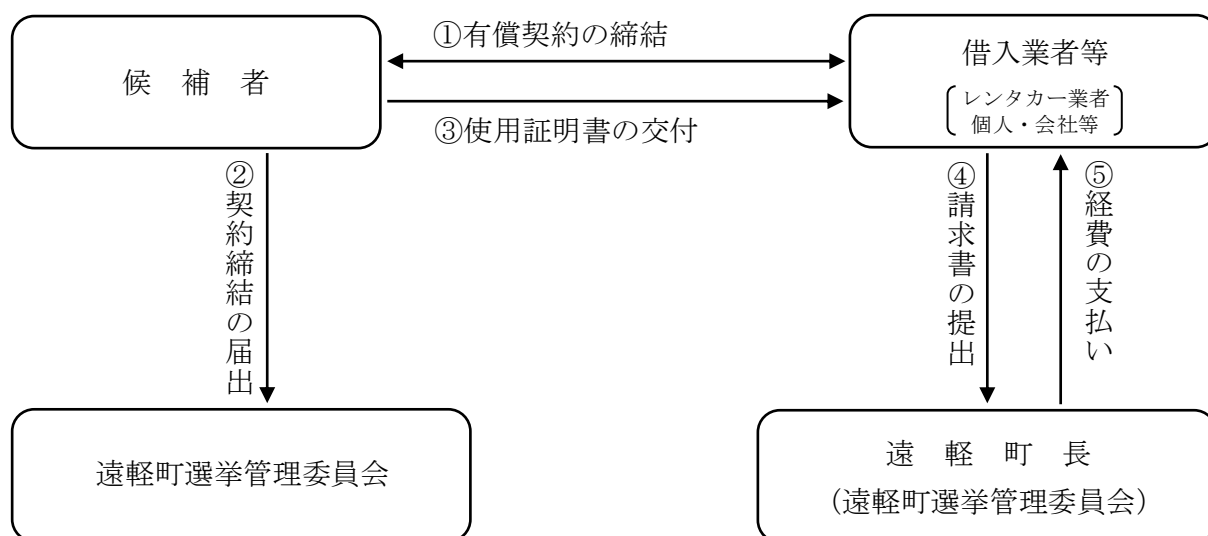
2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（自動車の借入れ）】	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(自動車の借入れ)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入事業者等は町長へ④の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、遠軽町選挙管理委員会で受け付けます。

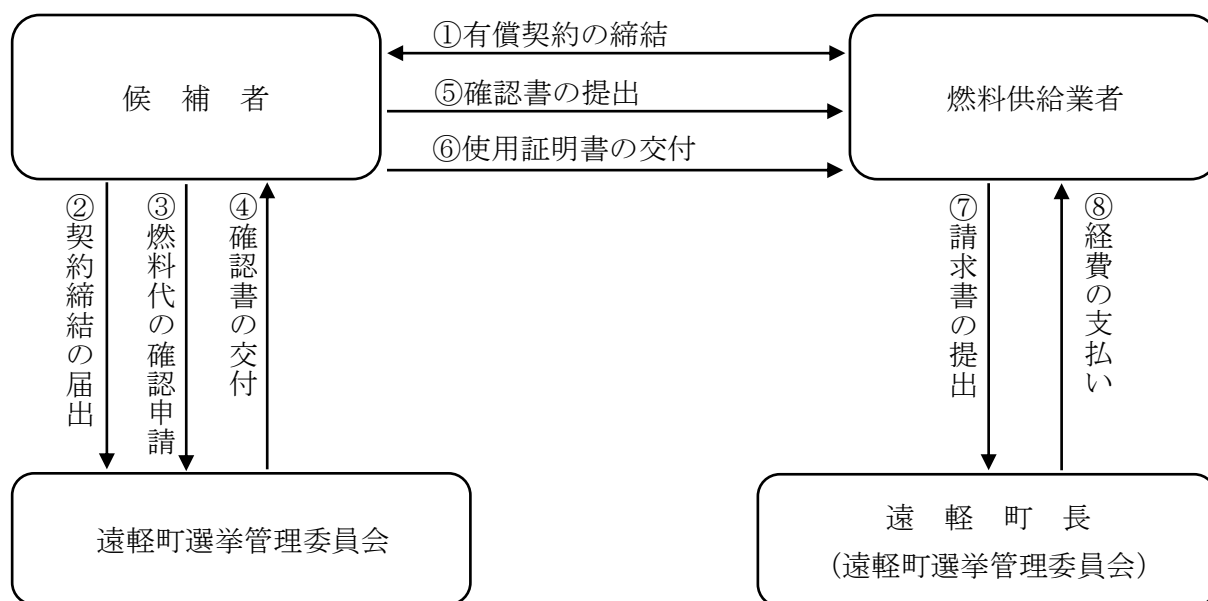
2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の 前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第10号その2】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（燃料代）】	
	給油伝票の写し	

**選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約**



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号その2】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(燃料代)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、遠軽町選挙管理委員会で受け付けます。

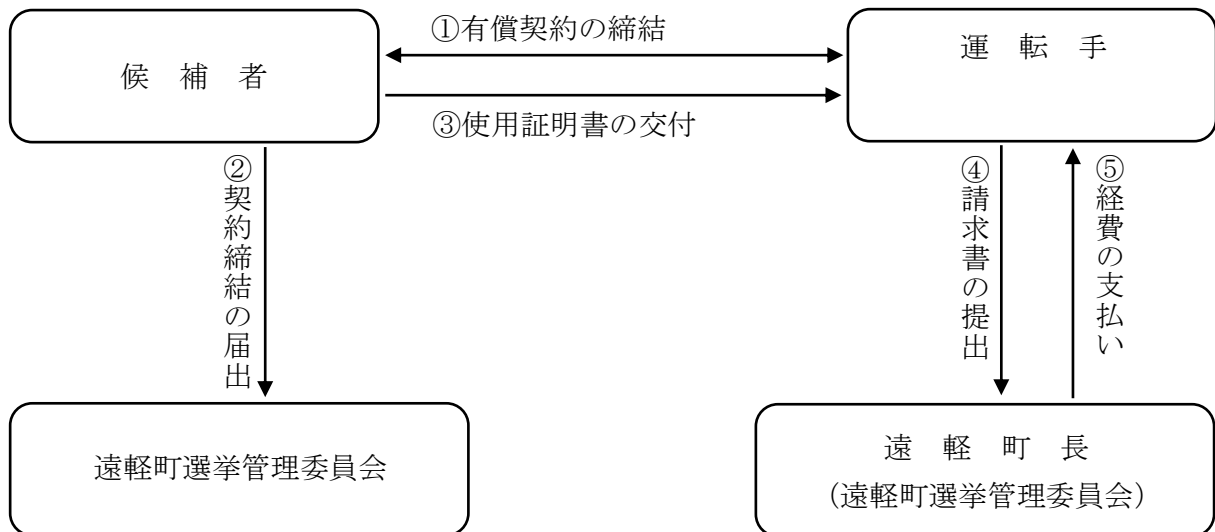
2－3 選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第 1 0 号その 3】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 1 3 号】	
	請求内訳書 【様式第 1 3 号（別紙）その 2（運転手）】	

**選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約**



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(運転手)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることができません。

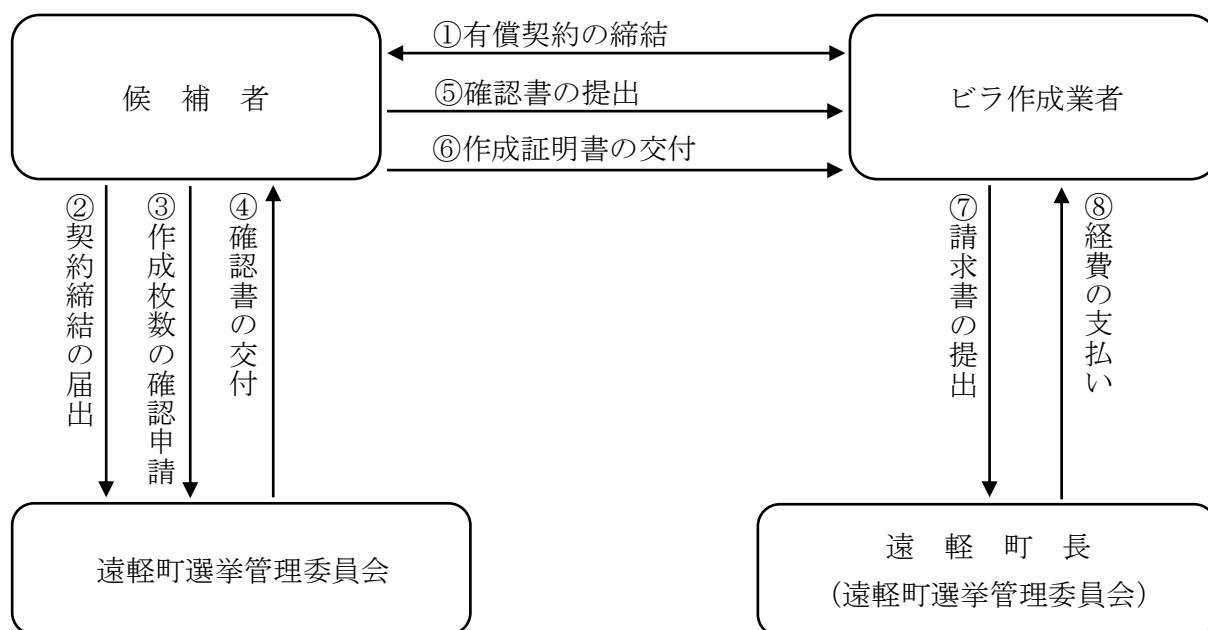
2 町長に対する上記の請求については、遠軽町選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】	
請 求 の 前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 1 1 号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第 1 4 号】	
	請求内訳書 【様式第 1 4 号（別紙）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号】 請求内訳書 【様式第14号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書 作成したビラの見本
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求を
することができません。

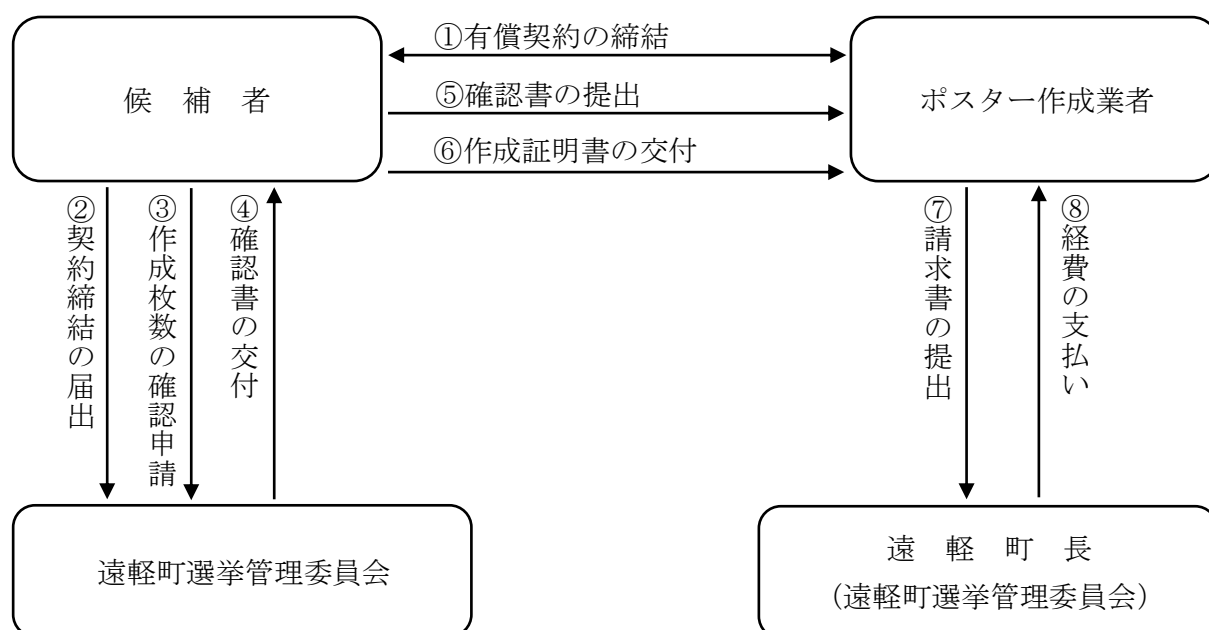
2 町長に対する上記の請求については、遠軽町選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第 3 号】	
請 求 の 前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】	
請 求 の と き	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第 9 号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第 1 2 号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第 1 5 号】	
	請求内訳書 【様式第 1 5 号（別紙）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、遠軽町選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、遠軽町長選挙及び遠軽町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

【1 共通事項】

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。(印影など一部非開示部分あり)

【2 自動車の借入れ】

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者 1 人につき 1 台です。

Q 2 選挙運動用自動車として 2 台借りることはできますか。この場合、2 台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者 1 人につき 1 台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として 1 台、事務所の連絡用に 1 台借りる予定ですが、2 台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A 自働車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の性質上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。
ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700 円に選挙運動期間の日数 5 日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【4 運転手の雇用】

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 公職選挙法 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法 抜粋

(文書図画の頒布)

第 142 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1) ～ (6) 略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1,600 枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

- A
- ・枚数…**町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚**
 - ・種類…**2 種類以内**
 - ・規格…**長さ 29.7cm × 幅 21cm (A4 版以内) 両面印刷が可能**
 - ・記載内容…特に制限はありませんが、**ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載**しなければなりません。
 - ・証紙の貼付…頒布するビラには。町選管が交付する**証紙**を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

- A 次の場所において頒布することができます。
- ・新聞折込による頒布
 - ・候補者の選挙事務所内における頒布
 - ・個人演説会の会場内における頒布
 - ・街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q 1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）
例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

第4章 契約書及び各種様式の記載例

契 約 書【見本】

（候補者 ⇔ 契約業者等）

選挙運動用自動車運送契約書（参考例）

遠軽町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 使用期間

年 月 日 から 年 月 日 まで
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき遠軽町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が遠軽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 遠軽町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用自動車貸借借契約書 (参考例)

遠軽町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 使用目的
公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号
- 3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。
※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載
- 4 契約金額 金 円（税込）
 （内訳 1日につき 円（税込）× 日間）
ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。
- 5 使用上の義務等
甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。
- 6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき遠軽町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が遠軽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。
- 7 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲 遠軽町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

遠軽町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 供給する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載
- 2 供給場所
所在地 遠軽町〇〇△△番地
名 称 株式会社〇〇石油
- 3 供給を受ける使用車種及び登録番号
- 4 契約金額
単価 1 リットルあたり 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）
- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により遠軽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき遠軽町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が遠軽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により遠軽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。
- 6 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 遠軽町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）

遠軽町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 運転する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

3 運転する車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき遠軽町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が遠軽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 遠軽町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

遠軽町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名

公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数

枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額

金

円（税込）

（単価

円（税込）×

枚）

4 納入期限

年

月

日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき遠軽町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が遠軽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 遠軽町（議会議員・長）選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

遠軽町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名

公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

2 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額 金 円（税込） （単価 円（税込）× 枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき遠軽町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が遠軽町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により遠軽町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 遠軽町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

契 約 届 出 書

(候補者 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 (様式第 1 号)
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書 (様式第 2 号)
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書 (様式第 3 号)

※ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和○年○月○日

遠軽町選挙管理委員会委員長 様

令和○年○月○日執行

遠軽町長選挙

候補者氏名 遠 軽 太 郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和○年○月○日	遠軽町○○12番地 (株)△△レンタカー 代表取締役 ○○○○	○月○日 ～○日	75,000 円	
				円	
燃料代	令和○年○月○日	遠軽町○○34番地 (株)△△石油 代表取締役 ○○○○	北見 ○○ あ 1234	20,100 円	1 0 150 円
				円	
運転手の雇用	令和○年○月○日	遠軽町○○56番地 ○○ ○○	○月○日 ～○日	50,000 円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません)。

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和○年○月○日

遠軽町選挙管理委員会委員長 様

令和○年○月○日執行

遠軽町議会議員選挙

候補者氏名 遠 軽 次 郎

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たりの単価	
令和○年 ○月○日	遠軽町○○78番地 (株)△△印刷 代表取締役 ○○○○	枚 1,500	円 12,000	円 8.00	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

候補者 → 町選管
(契約書の写しを添付)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和○年○月○日

遠軽町選挙管理委員会委員長 様

令和○年○月○日執行

遠軽町長選挙

候補者氏名 遠 軽 太 郎

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

戸籍名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当たりの単価	
令和○年 ○月○日	遠軽町○○98番地 (株)△△印刷 代表取締役 ○○○○	枚 100	円 130,000	円 1,300	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

確 認 申 請 書

(候補者 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 (様式第 4 号)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 (様式第 5 号)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (様式第 6 号)

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

申請日を記載（告示日以降の日）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠軽町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇月〇〇日執行

遠軽町長選挙

候補者氏名 遠 軽 太 郎

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

戸籍名

記

- 1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
遠軽町〇〇34番地 株式会社△△石油 代表取締役 〇〇〇〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
北見 〇〇あ 1234

- 4 確認申請金額 19,500 円

燃料代は、7,700 円×5 日分が
最高限度額となります。

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（A）	0 円	0 円
今回の購入金額（B）	19,500 円	19,500 円
燃料代計（A）＋（B）	19,500 円	19,500 円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から遠軽町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠軽町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇月〇〇日執行

遠軽町議会議員選挙

候補者氏名 遠 軽 次 郎

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

戸籍名

記

- 1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
遠軽町〇〇78番地 株式会社印刷 代表取締役 〇〇〇〇

- 3 確認申請枚数 1,500 枚

最高限度枚数

町長：5,000 枚

町議：1,600 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 （ B ）	1,500 枚	1,500 枚
枚 数 計 （ A ） + （ B ）	1,500 枚	1,500 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から遠軽町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠軽町選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇月〇〇日執行
遠軽町長選挙
候補者氏名 遠 軽 太 郎

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙に
運動の公費負担に関する条例第 1 1 条の規定による確認を受けたいので申請します。

戸籍名

記

- 1 契約年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
遠軽町〇〇98 番地 ㈱△△印刷 代表取締役 〇〇〇〇

- 3 確認申請枚数 86 枚
- ポスター掲示場数 71 か所×1.2＝
86 枚が最高限度枚数になります。

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 （ B ）	100 枚	86 枚
枚 数 計 （ A ） ＋ （ B ）	100 枚	86 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から遠軽町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

確 認 書

(町選管 → 候補者 → 契約業者等 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第 7 号）
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第 8 号）
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第 9 号）

確認申請を受けた後、これらの確認書は町選管から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号第 〇〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠軽町選挙管理委員会

委員長 〇 〇 〇 〇 印

遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

記

- 1 令和〇年〇月〇〇日執行 遠軽町長選挙
- 2 候補者の氏名 遠 軽 太 郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
北見 〇〇あ 1234
- 4 確認金額 19,500 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、遠軽町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号第 〇〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠軽町選挙管理委員会

委員長 〇 〇 〇 〇 印

遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

- 1 令和〇年〇月〇〇日執行 遠軽町議会議員選挙
- 2 候補者の氏名 遠 軽 次 郎
- 3 確認枚数 1,500 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、遠軽町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号第 〇〇 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠軽町選挙管理委員会

委員長 〇 〇 〇 〇 印

遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

- 1 令和〇年〇月〇〇日執行 遠軽町長選挙
- 2 候補者の氏名 遠 軽 太 郎
- 3 確認枚数 86 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、遠軽町に支払を請求することはできません。

証 明 書

(候補者 → 契約業者等 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第 10 号その 1）
- 2 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第 10 号その 2）
- 3 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（様式第 10 号その 3）
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書（様式第 11 号）
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 12 号）

- ・ 契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
- ・ 候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が遠軽町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

(請求書に添付)
候補者 → 契約の相手方 → 町選管

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

証明日を記載（使用の最終日以降の日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇月〇〇日執行
遠軽町長選挙
候補者氏名 遠 軽 太 郎

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

戸籍名

記			
運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以外 の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	遠軽町〇〇12番地 (株)△△レンタカー 代表取締役 ○○○○		
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
北見 〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇〇日	15,000 円	
北見 〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇〇日	15,000 円	
北見 〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇〇日	15,000 円	
北見 〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇〇日	15,000 円	
北見 〇〇あ 1234	令和〇年〇月〇〇日	15,000 円	

備考

- 選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載すること。
- 金額や単価は、「同上」や「/」等で省略して記載することはできません。
- 2 運送事業者等が遠軽町に支払を請求するときは、この証明書を請求
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、遠軽町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
- (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、遠軽町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)
候補者 → 契約の相手方 → 町選管

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

証明日を記載（供給の最終日以降の日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇月〇〇日執行
遠軽町長選挙
候補者氏名 遠 軽 太 郎

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

戸籍名

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		遠軽町〇〇34 番地 (株)△△石油 代表取締役 〇〇〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和〇年〇月〇〇日	北見 〇〇あ 1234	30 ℓ	4,500 円	
令和〇年〇月〇〇日	北見 〇〇あ 1234	25 ℓ	3,750 円	
令和〇年〇月〇〇日	北見 〇〇あ 1234	20 ℓ	3,000 円	
令和〇年〇月〇〇日	北見 〇〇あ 1234	25 ℓ	3,750 円	
令和〇年〇月〇〇日	北見 〇〇あ 1234	30 ℓ	4,500 円	

備考

- 1 この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票のうけとれた以第74けたの以から給に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が遠軽町に支払を請求するときは、この証明書のほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、遠軽町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

注) 燃料代の場合、給油伝票の写しを添付していただきますが、給油伝票については、次の点に注意してください。

- ・ 契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
- ・ 給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認できること。
- ・ 給油日、ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。

（請求書に添付）

候補者 → 契約の相手方 → 町選管

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

証明日を記載（雇用の最終日以降の日）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇月〇〇日執行

遠軽町長選挙

候補者氏名 遠 軽 太 郎

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

戸籍名

記

運転手の住所及び氏名	住所 遠軽町〇〇56番地	
	氏名 〇〇 〇〇	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和〇年〇月〇〇日	10,000 円	
令和〇年〇月〇〇日	10,000 円	
令和〇年〇月〇〇日	10,000 円	
令和〇年〇月〇〇日	10,000 円	
令和〇年〇月〇〇日	10,000 円	

金額や単価は、
「同上」や「//」
等で省略して記
載することはで
きません。

備考

選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた
年月日及び報酬の額を日ごとに記載する。

- この証明書を運転手に提出し、別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が遠軽町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、遠軽町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、遠軽町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

契約の履行（納品）後の日付であること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇月〇〇日執行

遠軽町議会議員選挙

候補者氏名 遠 軽 次 郎

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

戸籍名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	遠軽町〇〇78 番地 (株)△△印刷 代表取締役 ○○○○
作 成 枚 数	1,500 枚
作 成 金 額	12,000 円
備 考	

備考

- この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が遠軽町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、遠軽町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 遠軽町長 枚数 5, 0 0 0 枚、遠軽町議会議員 枚数 1, 6 0 0 枚
 - 限度額 8 円 3 8 銭（単価）×（1）の枚数＝限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行（納品）後の日付であること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇年〇月〇〇日執行

遠軽町長選挙

候補者氏名 遠 軽 太 郎

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

戸籍名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	遠軽町〇〇98 番地 (株)△△印刷 代表取締役 ○○○○
作 成 枚 数	100 枚
作 成 金 額	130,000 円
当該選挙における ポスター掲示場数	71 箇所

備考

- この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が遠軽町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、遠軽町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場の数に 1. 2 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを 1 に切り上げる。）
 - 限度額 5 8 6 円 8 8 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 1 0 7, 0 0 0 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。）×（1）の枚数＝限度額

請求書・請求内訳書

(契約業者等 → 遠軽町)

- 1 請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第 1 3 号）
- 2 請求内訳書（自動車運送契約）（様式第 1 3 号（別紙）その 1）
- 3 請求内訳書（自動車の借入れ）（様式第 1 3 号（別紙）その 2）
- 4 請求内訳書（燃料代）（様式第 1 3 号（別紙）その 2）
- 5 請求内訳書（運転手）（様式第 1 3 号（別紙）その 2）
- 6 請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第 1 4 号）
- 7 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）（様式第 1 4 号（別紙））
- 8 請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第 1 5 号）
- 9 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第 1 5 号（別紙））

請求書を提出する際は、候補者から交付される確認書（燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ）、証明書を添付しなければなりません。

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

1 一般運送契約ハイヤー等)
2 個別契約(自動車借入契約
(レンタル等)、燃料供給の
契約、運転手雇用の契約)
以上4つの共通の請求書

住所(所在地) 遠軽町〇〇12番地
氏名(名称) ㈱△△レンタカー
代表取締役 〇〇〇〇 印
(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次

- 請求内訳書(別紙)から転記
- 記
- 1 請求金額 75,000 円 (※個別契約 自動車借上げの例)
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和〇年〇月〇〇日執行 遠軽町長選挙
- 4 候補者の氏名 遠軽 太郎 戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキガイシャ △△レンタカー		
口座名義	株式会社 △△レンタカー		

備考

- [添付書類]
 - 請求内訳書
 - 使用証明書
 - 振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)
 - 確認書(燃料代の場合)
 - 給油伝票の写し(燃料代の場合)
- 1 この請求書は、候補者がは、このほかに選挙運動用料の供給を受けた選挙運動輸省令第7号)第13条第うち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、遠軽町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和○年 ○月○日	80,000 円×1台 = 80,000 円	64,500 円×1台 = 64,500 円	64,500 円	
令和○年 ○月○日	80,000 円×1台 = 80,000 円	64,500 円×1台 = 64,500 円	64,500 円	
令和○年 ○月○日	80,000 円×1台 = 80,000 円	64,500 円×1台 = 64,500 円	64,500 円	
令和○年 ○月○日	80,000 円×1台 = 80,000 円	64,500 円×1台 = 64,500 円	64,500 円	
令和○年 ○月○日	80,000 円×1台 = 80,000 円	64,500 円×1台 = 64,500 円	64,500 円	
計			322,500 円	

金額や単価は、「同上」や「//」等で省略して記載することはできません。

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和○年 ○月○日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和○年 ○月○日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和○年 ○月○日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和○年 ○月○日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和○年 ○月○日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
計			75,000 円	

金額や単価は、「同上」や「//」等で省略して記載することはできません。

備考

請求書の請求金額と一致

- 1 「借入金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和○年 ○月○日	北見 ○○あ 1234	150 円 × 30ℓ = 4,500 円			
令和○年 ○月○日	北見 ○○あ 1234	150 円 × 25ℓ = 3,750 円			
令和○年 ○月○日	北見 ○○あ 1234	150 円 × 20ℓ = 3,000 円			
令和○年 ○月○日	北見 ○○あ 1234	150 円 × 25ℓ = 3,750 円			
令和○年 ○月○日	北見 ○○あ 1234	150 円 × 30ℓ = 4,500 円			
計 (税込)		19,500 円	19,500 円	19,500 円	

金額や単価は、「同上」や「//」等で省略して記載することはできません。

請求書の請求金額と一致

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」の計欄には、(A) の計欄又は (B) の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び (A) 欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年 ○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			50,000 円	

金額や単価は、「同上」や「//」等で省略して記載することはできません。

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

選挙期日後の日付であること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠軽町長 様

住所（所在地） 遠軽町〇〇78番地

氏名（名称） ㈱△△印刷

代表取締役 〇〇〇〇 印

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 12,000 円

請求内訳書（別紙）から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年〇月〇〇日執行 遠軽町議会議員選挙

4 候補者の氏名 遠軽 次郎

戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	2345678
フリガナ	カブシキガイシャ △△インサツ		
口座名義	株式会社 △△印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、遠軽町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

[添付書類]

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

(別紙)

請求書に添付

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
8.00	1,500	12,000	8.38	1,500	12,570	8.00	1,500	12,000	

備考

契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額と一致

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書
 （選挙運動用ポスターの作成）

選挙期日後の日付であること

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠軽町長 様

住所（所在地） 遠軽町〇〇98番地

氏名（名称） ㈱△△印刷

代表取締役 〇〇〇〇 印

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

遠軽町議会議員及び遠軽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 111,800 円

請求内訳書（別紙）から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和〇年〇月〇〇日執行 遠軽町長選挙

4 候補者の氏名 遠軽 太郎

戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	3456789
フリガナ	カブシキガイシャ △△インサツ		
口座名義	株式会社 △△印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、遠軽町に支払を請求することはできません。

[添付書類]

- ・請求内訳書
- ・確認書
- ・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

(別紙)

請求書に添付

請 求 内 訳 書

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
71	1,300	100	130,000	2,094	86	180,084	1,300	86	111,800	

備考

契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額と一致

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。